

○路盤・アスファルト舗装

道路課
都市計画課
令和2年6月16日

1. 車道舗装について

舗装計画交通量(台/日・方向)	塑性変形輪数の適用	表 層	基 層
T < 100(旧L交通) 100 ≤ T < 250(旧A交通)	しない	密粒度AC20FA(再生材入り)施工厚5cm以上 密粒度AC20FA(改質材入り)施工厚5cm以上の滑り止め部 密粒度AC13FA(再生材入り)施工厚5cm未満	
250 ≤ T < 1,000(旧B交通) 1,000 ≤ T < 3,000(旧C交通)	する (1,500回/mm)	密粒度AC20FH(改質材入り)施工厚5cm以上	粗粒度AC20(再生材入り)

- 注 1. 旧L、旧A、旧B交通における上層路盤は、原則として粒調碎石(M-40)とする。ただし、粒調碎石厚が10cmの場合(M-30)を使用することを原則とする。
2. 旧C交通における上層路盤は、アスファルト安定処理(25)と粒調碎石(M-40)とする。ただし、粒調碎石が10cmの場合(M-30)を使用することを原則とする。
3. 下層路盤は、原則として再生クラッシャーラン(RC-40)とする。ただし路盤厚が10cmの場合(C-30)を使用することを原則とする。
4. 再生材の使用については、「舗装再生便覧H22.11」によるものとする。
5. 滑り止め舗装は、合成勾配6%以上の箇所に、必要に応じて用いるものとする。

2. 歩道舗装について

(1) 表層に使用する合材の種類

- ①標高<概ね100m、かつ都市部(市街化区域、用途地域、人家連たん部等)
透水性舗装(開粒度アスコン(13))とする。ただし、橋梁、トンネル、歩道消雪部を除く。
なお、透水効果保持のため、プライムコートは施工しないこと。
- ②標高>概ね100m、または地方部
加熱アスファルト舗装(再生密粒度アスコン(13))とする。

(2) 横断勾配

- ①透水性舗装 1%とする。
- ②加熱アスファルト舗装 2%とする。

(3) 舗装構成

- ①一般部 表層3cm、路盤(RC-40)10cmとする。
- ②乗入部 表層4cm、路盤(RC-40)15cmとする(主に大型車が入りする箇所は別途検討)。
※大型車：道路構造令第4条に規定される普通自動車及びセミトレーラ連結車

(4) 現場密度(管理基準)

- ①表層 基準密度の94%以上とする。
- ②路盤 最大乾燥密度の93%以上とする。

※(1)～(4)によりがたい場合は、現場条件を十分考慮し、別途決定すること。

3. その他の舗装について

使用箇所	使用合材種類	路盤材
表層処理	細粒度AC5F	
アスカーブ	細粒度AC13F	

4. 路肩舗装について

機械施工、人力施工とも区分せず車道舗装扱いとする。

5. その他（舗装の性能指標との適合）

舗装の性能指標は、原則として車道および側帯の舗装の新設、改築、大規模な修繕（200m以上の全層打ち換え）に適用するものである。

必須の性能指標とは疲労破壊輪数、塑性変形輪数、平坦性※（ただし、路肩やバス停は除く）の3項目である。

なお、疲労破壊輪数及び塑性変形輪数については、アスファルト混合物事前審査会において、確認された合材を使用する場合にはその規定を満足している。

また、平坦性については、通常の出来形管理時に行うアスファルト舗装工（表層工）の管理基準値を満たせばその規定を満足する。

富山県 土木部 建設技術企画課

殿

アスファルト混合物事前審査委員会
委員長 渡辺 隆幸

ア ス フ ァ ル ト 混 合 物 認 定 通 知 書

標記について、令和 5年 5月 29日付けで下記のとおり『認定』したので通知します。

記

- | | | | |
|------------------|------|-------|--------|
| 1. 審査結果総括表 | 別紙-1 | | |
| 2. 審査結果判定表 | 別紙-2 | | |
| 3. 事前審査委員会による審査日 | | 令和 5年 | 5月 29日 |
| 4. 委員長専決行為による決済日 | | 令和 | 年 月 日 |
| 5. 認定該当混合所数 | | 新潟県 | 31 混合所 |
| | | 富山県 | 12 混合所 |
| | | 石川県 | 12 混合所 |
| | | 合 計 | 55 混合所 |

審査結果概括表

令和5年5月29日

No.	会社名 / 混合所名 混合所所在地	混 合 層 名											表面処理 ⑬	Fカーブ ⑭	歩道等 ⑮		
		① 上層路盤 アスファルト 安定処理 (25)	② 基層 粗粒度 アスファルト 混合物 (20)	③ 密粒度 アスファルト 混合物 (20F)A ○再生30% ○再生5%	④ 密粒度 アスファルト 混合物 (20F)A ○II型ブレ	⑤ 密粒度 アスファルト 混合物 (新20FH) ○再生30% ●II型ブレ ●II型ブレ	⑥ 密粒度 アスファルト 混合物 (新20FH) ●II型ブレ ●II型ブレ	⑦ 密粒度 アスファルト 混合物 (新20FH)	⑧ 密粒度 アスファルト 混合物 (13) ○再生30% ○再生5%	⑨ 密粒度 アスファルト 混合物 (13F)A ○再生30% ○再生5%	⑩ 密粒度 アスファルト 混合物 (13F)A ○II型ブレ	⑪ 密粒度 アスファルト 混合物 (13FH) ●II型ブレ				⑫ 密粒度 アスファルト 混合物 (13FH) ○再生5%	
T01	株式会社佐藤渡辺北陸支店 北陸合材工場 富山市婦中町上糞田82	○再生30%	○再生30%	○再生30% ○再生5%	○II型ブレ	○再生30%	○再生30% ●II型ブレ ●II型ブレ	○再生30% ○再生5%	○再生30% ○再生5%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生30% ○再生5%	○再生30% ○再生5%	○再生30% ○再生5%	○再生5%	○再生5%	○再生5%
T02	石黒工建株式会社 小矢部アスファルト工場 小矢部市芹川6029-1	○再生15%	○再生30%	○再生5% ○再生30%	○再生5%	○再生5% ●II型ブレ ●II型ブレ	○再生5% ○再生30%	○再生5% ○再生30%	○再生5% ○再生30%	○再生5% ○再生30%	●II型ブレ	○再生5% ○再生30%	○再生5% ○再生30%	○再生5% ○再生30%	○再生10%		
T03	協和アスコン株式会社 協和アスコン合材工場 高岡市出来田70番地	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○I型ブレ	○II型ブレ ●II型ブレ ●II型ブレ	○再生10% ○再生10%	○再生10%	○再生10%	○I型ブレ	●II型ブレ	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○再生10%
T04	株式会社クリーロードみやの クリーロードみやの 黒部市宮野686-1	○再生20%	○再生20%	○再生15%	○II型ブレ	○II型ブレ	○再生15% ○再生15%	○再生15% ○再生15%	○再生15% ○再生15%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生15% ○再生15%	○再生15% ○再生15%	○再生15% ○再生15%	○再生15%	○再生15%	○再生15%
T05	株式会社氷見アスコ 氷見アスコ 氷見市上田子118番地	○再生50%	○再生15% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○II型ブレ	○II型ブレ	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生15%	○再生15%	○再生15%
T09	高岡アスコ(株)川アスコ(株)共同企業体 高岡アスコ(株)合材センター 高岡市西広上50	○再生30% ○再生50%	○再生30% ○再生50%	○再生30% ○再生50%	○II型ブレ	○II型ブレ	○再生30% ○再生50%	○再生30% ○再生50%	○再生30% ○再生50%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生30% ○再生50%	○再生30% ○再生50%	○再生30% ○再生50%	○再生15%	○再生15%	○再生15%
T12	となみ野アスコ(株)株式会社 となみ野アスコ 南砺市上川崎1673番地1	○再生30%	○再生30%	○再生10% ○再生30%	○II型ブレ	○II型ブレ	○再生10% ○再生30%	○再生10% ○再生30%	○再生10% ○再生30%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生10% ○再生30%	○再生10% ○再生30%	○再生10% ○再生30%	○再生10%	○再生10%	○再生10%
T14	前田・世紀東急・朝日・鹿島共同企業体 ほくりくエゴン 富山市黒瀬203	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○再生10% ○再生30% ○再生40%	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○II型ブレ	○II型ブレ ●II型ブレ ●II型ブレ	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○II型ブレ	●II型ブレ ●II型ブレ	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○再生10% ○再生30% ○再生50%	○再生10%	○再生10%	○再生10%
T16	日本海アスコ(株)株式会社 日本海アスコ 魚津市三ヶ砂田1500	○再生20%	○再生20%	○再生10%		○II型ブレ	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○再生10%	○再生20%	○再生20%
T17	日本道路株式会社北信越支店 富山アスファルト合材センター 射水市西高木1212	○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○II型ブレ	○II型ブレ	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○II型ブレ	●II型ブレ	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生10% ○再生50%	○再生10%	○再生10%	○再生10%

注) プラ：プラントミックス
 ○：認定混合物 (塑性変形輸送含む)
 □：調査中 ()
 ●：調査中 ()
 ▲：不適格 ()
 %：再生骨材混入率

認定の有効期間

自：令和5年6月1日
 至：令和6年5月31日

審査結果総合表

令和5年5月29日

No.	会社名 / 混合所名 混合所所在地	混合表											表面処理 ⑬	マーカー ⑭	歩道等 ⑮	
		上層路盤 ①	基層 ②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪				⑫
T18	富舗建設株式会社 立山合材工場 中新川郡立山町利田308	アスファルト 安定処理 (25) ○再生30% ○再生50%	粗粒度 アスファルト 混合物 (20) ○再生30% ○再生50%	密粒度 アスファルト 混合物 (20F)A ○再生30% ○再生50%	密粒度 アスファルト 混合物 (20F)A ○II型ブレ	密粒度 アスファルト 混合物 (新20FH) ●II型ブレ	密粒度 アスファルト 混合物 (新20FH) ○再生30%	密粒度 アスファルト 混合物 (13) ○再生30%	密粒度 アスファルト 混合物 (13F)A ○再生30%	密粒度 アスファルト 混合物 (13FH) ●II型ブレ	密粒度 アスファルト 混合物 (13FH) ○再生30%	密粒度 アスファルト 混合物 (13FH) ○再生30%	密粒度 アスファルト 混合物 (5F) ○ストアス	細粒度 アスファルト 混合物 (13F) ○再生30%	○ストアス	開粒度 アスファルト 混合物 (13) ○ストアス
T22	北陸アスコ株式会社 北陸アスコ 富山市宮成444番地	○再生20%	○再生20%	○再生10% ○再生30%	○II型ブレ	○再生10% ●II型ブレ ●II型ブレ	○再生10%	○再生10%	○II型ブレ	○II型ブレ	○再生10% ○再生30%	○II型ブレ	○ストアス	○再生10%	○ストアス	○ストアス

注) プラ：プラントミックス
ブレ：ブレミックス
%：再生骨材混入率
●：認定混合物 (塑性変形輪数含む)
■：調査中 (")
▲：不適格 (")

認定の有効期間
自：令和5年6月1日
至：令和6年5月31日

アスファルト混合物 事前審査制度



アスファルト混合物事前審査委員会

アスファルト混合物事前審査制度を活用していますか？

アスファルト混合物事前審査制度とは

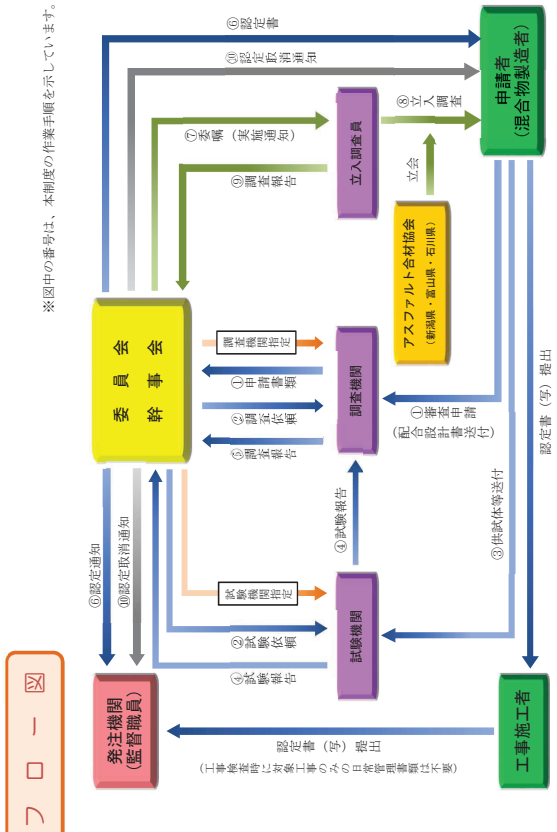
この制度は、公共工事（北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市）に使用するアスファルト混合物の品質確保と品質管理業務の合理化を図るため、事前審査を申請した書類に基づき、混合物の配合設計の調査、供試体の室内試験等を行って、審査基準に適合した混合物を認定するものです。
また、事前審査を申請した混合所への立入調査により、自主管理の状況や混合物の品質を確認します。
※一般的にアスファルト混合物は「合材」、混合所は「プラント」と呼ばれています。

事前審査制度のメリット

- 工事発注者・・・監督職員が工事毎に行う、混合物の品質管理に関する承認行為の省力化
- 工事施工者・・・混合物の承認申請書類の作成及びチェック作業の省力化、試験練り立会いの省略
- 混合物製造者・・・混合物の各種試験の省略、提出資料作成事務の省力化、確実な自主管理による混合物の品質向上

アスファルト混合物事前審査制度を活用した舗装工事の場合は、下表のように各種試験の省略と提出資料作成事務の省力化が図られます。

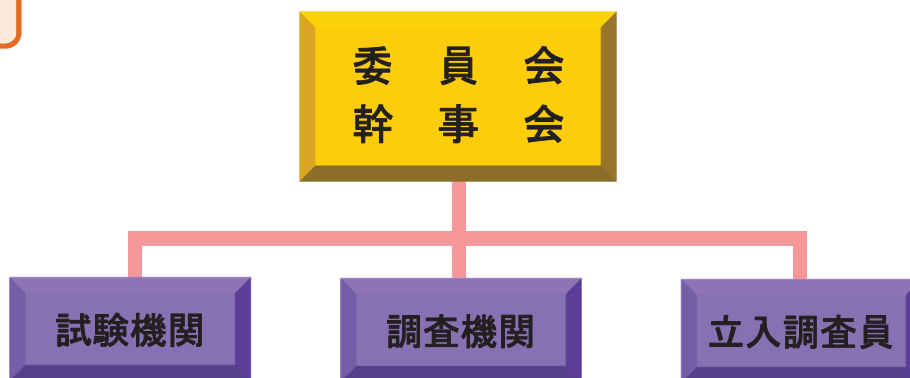
種別	試験区分	試験項目	混合物製造者	施工者	発注者
アスファルト混合物 (認定済み)	必須	骨材のふるい分け試験 骨材の密度吸水率試験 骨材の単位容積重量試験 骨材中に含まれる粘土の塊質量試験 粗骨材の形状試験 フィラーの粒度試験 フィラーの水分試験 フィラーの密度試験	省略	省略	認定書(写)をもって承認
	その他	フィラーの塑性指数試験 フィラーのフロー試験 フィラーの水浸膨張性試験 製鋼スラグの水浸膨張性試験 骨材のすりへり試験 骨材の安定性試験 骨材の軟石重量試験 粗骨材の剥離抵抗性試験 針入度試験 軟化点試験 伸度試験 三塩化エタノール可溶分試験 引火点試験 薄層加熱試験 蒸発量変化率試験 蒸発後の針入度比試験 密度試験 高温動粘度試験 60℃粘着試験 セイボロロール試験 タフネス・テナシティ試験 石油アスファルト乳剤の品質試験	省略	省略	認定書(写)をもって承認申請書類とする
混合所	必須	配合試験 混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定(アスファルト、骨材、混合物) 基準密度の決定	省略	省略	認定書(写)をもって承認
	その他	ホットビンの骨材の合成粒度試験	省略	省略	認定書(写)をもって承認
アスファルト混合物試験練り					



- 審査内容**
 - ・配合設計
 - ・室内試験
 - ・立入調査
- 事前審査の手続き**
 - ・毎年2月10日～3月20日
 - ・毎年3月25日～4月5日（豪雪地帯等の特例地域に適用）
 - ・6月1日から翌年5月31日までの1年間
- 認定書の有効期間**

審査対象混合物	混合物種類番号	
	再生材入	改質材入・再生+改質
アスファルト安定処理(25)	①	②
粗粒度アスコン(20)	③	④
密粒度アスコン(20F)A	⑤	⑥
密粒度アスコン(新20FH)	⑦	⑧
密粒度アスコン(13)	⑨	⑩
密粒度アスコン(13F)A	⑪	⑫
密粒度アスコン(13FH)	⑬	⑭
細粒度アスコン(5F)	⑮	⑯
密粒度アスコン(13F)	⑰	⑱
開粒度アスコン(13)	⑲	⑳

- ・新潟県：32
 - ・富山県：14
 - ・石川県：13（3県合計：59）
- 認定混合所数**



アスファルト混合物事前審査委員会

委員長：国土交通省北陸地方整備局 北陸技術事務所長

副委員長：新潟県土木部 技術管理課 工事検査室長

委員：学識経験者、公共工事発注者（国土交通省北陸地方整備局、富山県土木部、石川県土木部、新潟市都市政策部）、北陸地区アスファルト合材協会連絡協議会

- 業務：①混合物の認定及び認定取り消しに係わる事前の審査
②混合物の認定書及び認定取り消し書の発行
③混合所における製造管理の審査のための立入調査
④立入調査員の委嘱

調査機関

指定機関：（一社）日本道路建設業協会北陸支部

業務：配合設計の調査、試験機関における試験結果との照合、審査基準との適合の調査

試験機関

指定機関：（一財）新潟県建設技術センター、石川県アスファルト混合物試験所

業務：供試体の室内試験

- ①密度試験 ②マーシャル安定度試験
③アスファルト抽出試験 ④ホイールトラッキング試験

立入調査

調査員：国土交通省北陸地方整備局、新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、新潟市都市政策部から推薦された職員（委員会が立入調査員を委嘱）

業務：事前調査を申請した混合所の自主管理状況及び混合物の品質確認

アスファルト混合物事前審査委員会事務局

国土交通省 北陸地方整備局 北陸技術事務所

〒950-1101 新潟市西区山田 2310-5

TEL(025)231-8037 FAX(025)231-1283

建 技 第 486 号
令和 5 年 2 月 20 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

小規模アスファルト舗装工の施工単価の改定について（通知）

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 改定内容 | 別紙 |
| 2 単価適用日 | 令和5年4月1日以降に作成する設計書に適用 |

（事務担当 技術指導係）

○小規模アスファルト舗装工の施工単価

適用条件

①1箇所あたりの施工面積が100m²未満の場合に適用する単価です。

(1箇所あたりの施工面積(A)とは、施工箇所の間隔がおよそ50m以内の範囲の施工面積を合計したものとします。また、施工間隔が50m以上離れている場合は、それぞれ別箇所として取扱います。)

②2層(表層+基層等)仕上げの場合は、2層それぞれの施工面積を合計し、1箇所の面積とみなします。

③砂散布の有無は問いません。

④適用工種は限定しませんが、路面維持管理委託業務には適用しないものとします。

仕様(一層当り)	コード	施工規模	施工費(材料費、機械運搬費含まず)(円)	材料費(アスファルト混合物+瀝青材)(円)	計
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA001	0m ² <A<10m ²	見積り	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA002	10m ² \leq A<30m ²	見積り	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA003	30m ² \leq A<50m ²	見積り	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA004	50m ² \leq A<100m ²	見積り	材料費(m ² 当たり)×面積	

R5年度採用単価

仕様(一層当り)	コード	施工規模	施工費(材料費、機械運搬費含まず)(円)	材料費(アスファルト混合物+瀝青材)(円)	計
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA001	0m ² <A<10m ²	54,000	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA002	10m ² \leq A<30m ²	110,000	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA003	30m ² \leq A<50m ²	150,000	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工(一層) t \leq 7cm	TA004	50m ² \leq A<100m ²	182,000	材料費(m ² 当たり)×面積	

建 技 第 520 号
平成 28 年 1 月 7 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

アスファルト舗装等の現場密度の測定について（通知）

このことについては、平成 25 年 10 月品質管理基準の改定において見直したところであるが、今回、本県土木部の舗装工事の規模に鑑み、別紙のとおり品質管理基準を一部改定したので通知します。

（適用年月日）

平成 28 年 1 月 15 日以降に作成する設計書から適用する

（事務担当 技術指導係）

品質管理基準（アスファルト舗装等の現場密度の測定）の改定について

工種	現行（H25.10）	改定案（H28.1）※
アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 ・100m²未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。 <p>（例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000m²につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m²未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。

※下層路盤をはじめとする8工種についても同様

県品質管理基準（試験基準）の改定内容（案）

1) アスファルト舗装の現場密度の測定について

- ・現在、1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定することとしているが、「舗装設計施工指針 平成18年2月（社）日本道路協会」において、品質の標準的な検査方法として示されている1,000m²につき1個の割合に見直す。
- ・また、統計処理上の理由（3個以上で平均）から、1工事あたり3個（3孔）以上の測定については変更せず、「（維持工事は除く）」という表現は削除する。
- ・100m²未満の工事については現行通り。

2) 対象工種について

アスファルト舗装のほか、下層路盤をはじめとする8工種についても同様に、現場密度の測定における試験基準を改定する（アスファルト舗装を含め全部で9工種が対象）。

- ①下層路盤、②上層路盤、③アスファルト安定処理路盤、④セメント安定処理路盤、⑤アスファルト舗装、⑥路上再生路盤工、⑦路上表層再生工、⑧排水性舗装工・透水性舗装工、⑨プラント再生舗装工

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 25 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

アスファルト舗装の現場密度の測定等における維持工事の取り扱いについて

平成 28 年 1 月 7 日付け「アスファルト舗装の現場密度の測定等について」において、それまで明示していた「維持工事を除く」という表現を削除しましたが、維持工事について下記のとおり取り扱うこととしましたので連絡します。

記

維持的な工種と解される「オーバーレイ」「部分舗装」等を、それ以外の工種と区別し維持工事としている事例がありましたが、工種による区別は行わず、全ての工種について品質管理基準に準じて測定することとする。平成 28 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

なお、別紙 2 に合計面積と測定個数の具体例を示す。

事務担当 技術指導係